

平成 23 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

公の施設	羽村市水上公園
指定管理者	大和興産株式会社
所管課	建設部土木課、総務部契約管財課（旧契約課）

第三 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 23 年 10 月 26 日から平成 23 年 12 月 28 日まで
説明聴取日 平成 23 年 11 月 18 日

第五 監査の主眼

1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。

2 指定管理者

- (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- (3) 会計処理は適正になされているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

羽村市水上公園

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市水上公園
- (2) 所 在 地 羽村市羽中4-9-1
- (3) 開 設 昭和47年
平成6～8年度（改修工事期間）
平成8年7月21日 再オープン
- (4) 規 模
- | | | |
|-----------|-----------------|---|
| ① 敷地面積 | | 9,575 m ² |
| ② 全人工地盤面積 | | 7,120 m ² |
| ・ プールゾーン | 流水プール、スライダープール他 | 5,092 m ² |
| ・ 親水公園ゾーン | 幼児用プール、流れ、滝他 | 2,028 m ² |
| ・ 管理棟 | 鉄骨造2階建 | 建築面積 389 m ² 延床面積 725 m ² |
| | 1階 | 券売所、エントランスホール、男女更衣室、男女便所、倉庫 |
| | 2階 | 監視室、救護室、事務室、会議室、従業員更衣室、従業員便所 |
| ・ 便所棟 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | 建築面積 95 m ² 延床面積 95 m ² |
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託
- 羽村市水上公園は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理を行っている。
- ・ 指定期間【第1期】平成18年4月1日～平成22年3月31日（4年）
指定管理者：大和興産株式会社
 - ・ 指定期間【第2期】平成22年4月1日～平成24年3月31日（2年）
指定管理者：大和興産株式会社

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市水上公園（以下「水上公園」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記1の(5)に記すとおりであるが、第1期の指定期間が満了するにあたり、教育委員会では、引き続き指定管理者制度を導入するこ

ととし、以下に記載した経緯のとおり、水上公園の指定管理者に大和興産株式会社を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 21 年	9 月 25 日	公募の告示 市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
	10 月 2 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会を開催
	7 日	質問受付終了
	9 日	質問の回答を市ホームページ上に掲載
	13 日	申請受付開始
	20 日	申請締切
	11 月 5 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
	6 日	指定管理者候補者選定審査会結果を市長へ報告
	10 日	羽村市行政改革推進本部会議開催
	12 月 4 日	平成 21 年第 7 回議会（定例会）において、「羽村市水上公園の指定管理者の指定について」原案可決
平成 22 年	3 月 2 日	協定書締結
	4 月 1 日	指定管理者による第 2 期の管理運営開始

(2) 市と指定管理者との協定書の主な内容

水上公園を適正かつ円滑に管理するために、市は、大和興産株式会社と協定書を締結した。協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民の健康の向上及び市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図り、もって市民の公共の福祉の増進に寄与すること（協定書第 2 条）。
- ② 指定期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする（協定書第 7 条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第 8.9 条）。

〔本業務〕

- ・ 水上公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 水上公園の使用の承認、不承認及び使用の条件の変更に関する業務
- ・ 水上公園の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- ・ 水上公園を利用して市民のコミュニティの振興のため実施する事業に関する業務
- ・ その他、水上公園の管理に関し市長等が必要と認める業務

〔自主事業〕

- ・ 水上公園条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業
- ④ 市が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第 10 条）。
 - ・ 不払い利用料金の強制徴収業務
 - ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
 - ・ 不服申立てに対する決定
 - ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、水上公園条例に規定する使用料の範囲内において

定めるものとする（協定書第 29. 30 条）。

⑥ 市から指定管理者に支払う指定管理委託料は、次のとおりである。また、この指定管理委託料の 10 分の 2 を第一四半期、10 分の 6 を第二四半期、10 分の 1 を第三、第四四半期にわけて支払うものとする（協定書第 27 条）。

ア 平成 22 年度 18,314,000 円

イ 平成 23 年度 18,256,000 円 ※消費税、地方消費税を含む。

⑦ 市の負担する経費等は、下記のとおりである。

ア 1 件 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費（協定書第 17 条）。

イ 管理物品の主要備品一覧に記載されている 1 件 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の備品の購入又は調達に要する経費（協定書第 21 条第 3 項）。

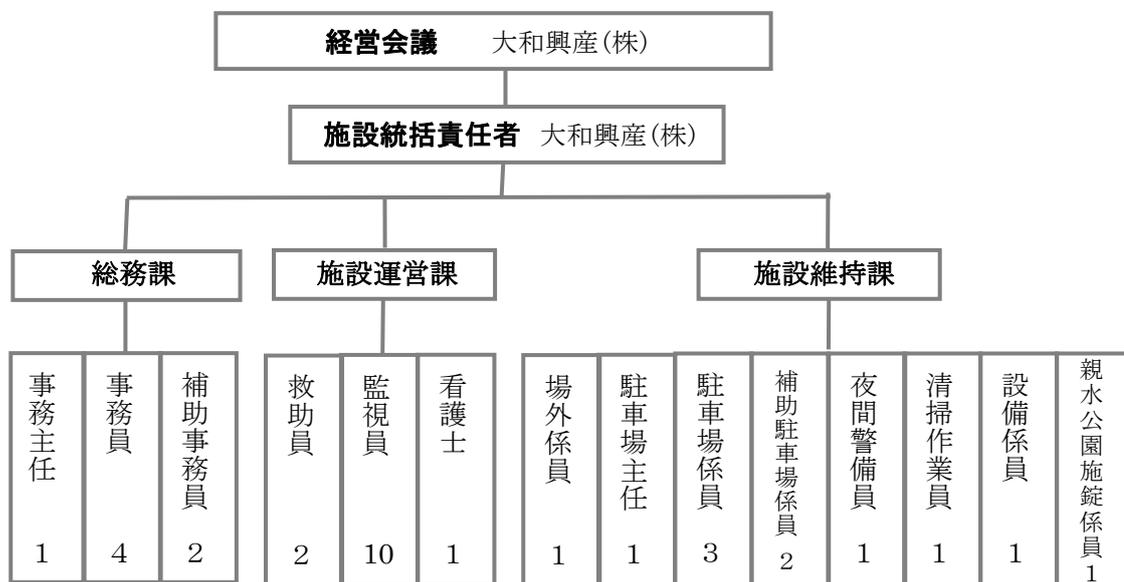
ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第 35 条）。

⑧ 管理物品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第 21 条）。

3 事業概要

(1) 組織

水上公園の管理運営は、「大和興産株式会社」が行っている。組織体制は以下のとおりである。



※上記の()内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員人数とは異なる。

(2) 事業の内容

水上公園は、市民の健康の向上と市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図り、市民の公共の福祉の増進に寄与することを目的として設置されている。

用途は、夏季に開園するプールと夏季以外に開園する親水公園（水上公園の一部を公園

として利用した施設)に分けられ、通年開園している。

指定管理者の主な業務は、プールの運営に関する業務、施設の維持管理に関する業務、個人の使用の承認、利用料金の収納に関する業務、市民のコミュニティ振興のため実施する事業に関する業務である。

指定管理者は事業の基本方針として、顧客第一主義、接遇、安全、健康、環境の教育が行き届いたスタッフによる施設運営、効率的・経済的な運営、利用者の増大、緊急対応、利用者の公平性の確保を掲げ、これまで施設管理運営で培ったノウハウを生かして市民の要望を取り入れるため「満足度アンケート」を実施するなど、利用者に喜ばれるより一層充実したサービスを提供し、利用者の満足を第一に考えることに努めた施設運営を実施している。そのため、プール開園中は利用者の利便性を高めるため、飲料の自動販売機を継続設置や、土日祝日、お盆はやきそばやたこ焼きなど軽食の出店をし、また浮輪、ビーチボール、水着、ゴーグル、タオルなど販売品を充実させ、さらに春の「花と水のまつり」期間中に親水公園内で駄菓子店を出店するなど、夏季プール営業のPRや集客向上を目指し自主事業を展開している。

安全対策面では、「監視業務マニュアル」を基本に、接客サービスや安全衛生管理を含む知識や技能を研修で修得し、緊急時の利用者の安全確保に努めている。

事業実施については、公共施設としての観点から「利用者の公平性」を維持するため、「サービスの質」「サービスの量」「利用機会の均等」を基本に事業を継続し、たくさんの市民に利用機会が提供できるよう自主事業を展開している。

(3) 施設利用者数の状況 (第1表)

水上公園の指定管理者第2期に移行した平成22年度施設利用状況は、42,638人で、前年度(平成21年度:25,688人)と比べて16,950人(66.0%)増加している。これは猛暑の影響で、水上公園プールの利用者数が天候に大きく左右されることによるものである。

平成23年度の施設の利用状況を前年度と比較してみると、12,290人減少し、利用者数は30,348人となった。これも前年度の猛暑と本年の雨による休園の影響で、1日券、2時間券等、すべてが前年度と比較して減少しており、1日平均利用者数も740人で、前年度に比べ64人減少している。

第1表 プール利用者人数

(単位:人)

	H21年度		H22年度		前年度比較		H23年度		前年度比較	
	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
1日券	1,677	2,722	1,051	1,501	▲626	▲1221	775	1,241	▲276	▲260
2時間券	7,907	12,628	15,787	23,338	7,880	10,710	10,753	16,860	▲5034	▲6478
招待券	209	201	204	201	▲5	0	164	151	▲40	▲50
免除券	210	134	344	212	134	78	257	147	▲87	▲65
計	10,003	15,685	17,386	25,252	7,383	9,567	11,949	18,399	▲5437	▲6853
合計	25,688		42,638		16,950		30,348		▲12,290	
開園日	45		53		8		41		▲12	
1日平均	570		804		234		740		▲64	

4 収支の状況

水上公園の平成22年度収入支出決算状況及び平成23年度上期収入支出決算見込(消費税込)は、第2表のとおりである。

平成22年度の収入決算額は、2,751万5,184円である。このうち市からの委託料は1,831万4,000円で、収入総額に占める割合は66.6%である。また、利用料金等の収入は828万3,280円で収入総額に占める割合は30.1%、飲食料自動販売機等の自主事業による収入は91万7,904円で、収入総額に占める割合は3.3%である。

支出決算額は2,396万775円で、その主なものは人件費の1,171万9,568円、光熱水費の703万3,078円、維持管理費の443万229円で、支出総額に占める割合はそれぞれ48.9%、29.4%、18.5%である。

収支決算額は、355万4,409円の黒字決算となっている。

平成23年度上期(4~9月)の収入決算額は、2,116万552円である。このうち市からの委託金は1,460万4,800円で、収入総額に占める割合は69.0%である。また、利用料金等の収入は591万1,730円で収入総額に占める割合は27.9%、飲食料自動販売機等の自主事業による収入は64万4,022円で、収入総額に占める割合は3.1%である。

支出決算額は1,869万4,669円で、その主なものは人件費の908万17円、光熱水費の489万5,758円、維持管理費の414万2,114円で、支出総額に占める割合はそれぞれ48.6%、26.2%、22.1%である。

収支決算額は、246万5,883円の黒字を見込んでいる。

第2表 収入支出決算状況(平成22年4月1日~平成23年9月30日)

収支状況(消費税込)

(単位 金額:円、率:%)

項目	平成22年度		平成23年度		
	全期	構成率	上期(4-9月)	構成率	
収入の部	市委託料	18,314,000	66.6	14,604,800	69.0
	利用料金等収入	8,283,280	30.1	5,911,730	27.9
	自主事業収入	917,904	3.3	644,022	3.1
	合計(A)	27,515,184	100	21,160,552	100
支出の部	人件費	11,719,568	48.9	9,080,017	48.6
	維持管理費	4,430,229	18.5	4,142,114	22.1
	修繕費	777,900	3.2	576,780	3.1
	光熱水費	7,033,078	29.4	4,895,758	26.2
	その他	0	0.0	0	0.0
	合計(B)	23,960,775	100	18,694,669	100
収支差引(A)-(B)	3,554,409		2,465,883		

5 総括

水上公園の指定管理者である「大和興産株式会社」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においては、水上公園プール開催期間は日報により事業報告を受ける体制を整え、年間を通して月報の報告と連絡調整会議によるチェック等を行うなど履行確認

及び指導監督は適切に行われていた。

水上公園に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と、競争原理による経費の削減を図るためである。その意味で、水上公園の第 2 期の指定管理者に「大和興産株式会」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆指定管理者制度の導入効果について

水上公園に指定管理者制度を導入し第 2 期目を迎え、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営を行い、市民の立場に立って、プールサイドの人工芝の張替えや地下通路の塗装等、施設の安全性や衛生管理について重点的に取り組むなど、管理運営ができており、その実績は、所管課との信頼関係が築かれていることから伺える。

経営面は、市が指定管理委託料を支払い経営支援しているものの、平成 22 年度の収支では 355 万 4 千円黒字決算となっている。指定管理委託料が前年度と比べ 323 万 7 千円減少しているが、これは猛暑による利用者の大幅な増加による増収だけでなく、光熱水費など管理経費の削減を図り、効率的運営に努められていることが推察され指定管理者の努力を評価するところである。

世界情勢を見ても、これからも財政状況は削減されていく方向である。今後も引き続き安全・安定的な本制度の導入効果を維持し、公の施設としての安全性を第一に確保し、より質の高いサービスの提供ができるよう経営の合理化が図られることを期待するものである。